

国立大学法人京都教育大学情報システム運用基本方針

平成20年 4月 9日 制 定

平成23年 7月19日 最終改正

(情報システムの目的)

第1条 京都教育大学情報システム（以下「本学情報システム」という。）は、京都教育大学の社会的使命を果たすために、本学のすべての教育・研究活動及び運営の基盤として設置され、運用されるものである。

(運用の基本方針)

第2条 本学情報システムは、前条の目的を達し、円滑で効果的な情報流通を図るために、別に定める運用基本規程により、優れた秩序と安全性をもって安定的かつ効率的に運用され、全学に供用される。

(利用者の義務)

第3条 本学情報システムを利用する者及び運用の業務に携わる者は、本方針及び運用基本規程に沿って利用し、別に定める運用と利用に関する実施規程を遵守しなければならない。

附 則

この基本方針は、平成20年4月1日から実施する。

附 則

この基本方針は、平成23年7月19日から実施する。